

職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限処分等（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

分限処分には、免職（職員の身分をその意に反して失わせること）・休職（職を保有したまま職務に従事させないこと）・降給（同一級の下位の号俸に格付けを変更すること）・降任（上位の職から下位の職に降りること）の4種類があります。

失職は、法令の規定により当然にその職を失うことです。

| 処分事由（具体的事由） | 免職 | 休職 | 降給 | 降任 | 合計 | 失職 |
|---|----|----|----|----|----|----|
| 勤務実績が良くない場合 〈地公法第28条第1項第1号〉 | | | | | 0人 | |
| 心身の故障の場合 〈地公法第28条第1項第2号、 同条第2項第1号〉 | | 5人 | | | 5人 | |
| 職に必要な的確性を欠く場合 〈地公法第28条第1項第3号〉 | | | | | 0人 | |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合 〈地公法第28条第1項第4号〉 | | | | | 0人 | |
| 刑事事件に関し起訴された場合 〈地公法第28条第2項第2号〉 | | | | | 0人 | |
| 条例で定める事由による場合 〈地公法第27条第2項〉 | | | | | 0人 | |
| 合 計 | 0人 | 5人 | 0人 | 0人 | 5人 | 0人 |

(2) 懲戒処分者数（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

懲戒処分には、免職（職員の服務義務違反に対してその身分をその意に反して失わせること）・停職（職員の職を保有させたまま職員を職務に従事させないこと）・減給（一定期間だけ給料の一部の支給を停止すること）・戒告（職員の将来を戒めること）の4種類があります。

| 処分事由（具体的事由） | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 合計 |
|---|----|----|----|----|----|
| 法令に違反した場合 〈地公法第29条第1項第1号〉 | | | | | 0人 |
| 職務上の義務に違反し又は職務 を怠った場合 〈地公法第29条第1項第2号〉 | | | | | 0人 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合 〈地公法第29条第1項第3号〉 | | | | | 0人 |
| 合 計 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |